

規制の事前評価書(要旨)

| 規制の名称 | 入国警備官による違反調査の権限に係る規定の整備 | 担当部局 | 法務省出入国在留管理庁参事官室 | 規制の区分 | 改正(拡充) | 評価実施時期 | 令和2年10月 |
|-------------------|---|---|-----------------|-------|--------|--------|---------|
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【規制の内容】 本規制は、電磁的記録を保管する者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上で当該記録媒体を差し押さえる記録命令付差押えを認めるなど、違反調査手続における電磁的記録等に係る証拠収集手続に係る規定を整備するものである。</p> <p>【目的】 電磁的記録に係る証拠収集を効率的に行うことができるようにすることにより、入国警備官による違反調査をより実効的なものとし、一層適正な退去強制手続の実現を図る。</p> <p>【必要性】 近時の社会の情報化・デジタル化に伴い、違反調査手続においても電磁的記録に係る証拠収集が必要となる場面が増加しているため。</p> | | | | | | |
| | 法律又は政令の名称 | 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(第31条～38条関係) | | | | | |
| 直接的な費用の把握 | 改正案 | | | 代替案 | | | |
| 遵守費用 | 記録命令付差押え等を受けた者において、記録媒体等に係る各種費用が必要になることが予想される。 | | | なし | | | |
| 行政費用 | 国においては、既に行っている違反調査手続に新たな手続が追加されるものであるから、新規に必要な費用は限定的であると思われる。 | | | なし | | | |
| 直接的な効果(便益)の把握 | 違反調査の権限に係る規定が整備されることで、退去強制対象者に該当し得る外国人について、電磁的記録等に係る入国警備官による違反調査をより実効的に行うことができる。 | | | | | | |
| 副次的な影響及び波及的な費用の把握 | 本規制は事業活動を規制するものではないため、副次的な影響及び波及的な影響は生じないものと考える。 | | | | | | |
| 費用と効果(便益)との関係 | 違反調査の対象となる者において必要となる記録媒体等に係る費用に対して、実効的な違反調査による一層適正な退去強制手続の実現により得られる便益は、社会秩序の基本に関わるものであって、極めて大きいというべきであるから、本規制を導入することは妥当である。 | | | | | | |
| 代替案との比較 | 差押え等の強制調査は、法律の規定なく行うことはできないから、本規制の採用以外に想定される代替案はない。 | | | | | | |
| その他関連事項 | なし | | | | | | |
| 事後評価の実施時期等 | 本規制については、施行から5年後(令和8年目処)に事後評価を実施する予定である。 | | | | | | |
| 備考 | 本評価書について、第62回政策評価懇談会において審議したところ、委員からの質問・意見は別添のとおりであった。 なお、委員からの意見を踏まえ、本評価書の文章表現を一部適正化した。 | | | | | | |

規制の事前評価書(案)に関する意見等に対する回答

| No. | 委員 | 規制名 | 該当箇所 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|------|----------------------|--|--|---|
| 1 | 朝日委員 | 入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備 | 2ページ 2直接的な費用の把握 ③「遵守費用」は金銭価値化 | 国民の「遵守費用」については記載されているが、当該規制の拡充により実効的な違反調査手続を行うことができた(=便益)場合、国費負担の送還費用などの行政費用も増加すると思われるが、そのような費用増加は該当しないのでしょうか。 | 入国警備官による違反調査の実効性向上により、より効率的な摘発の実施が可能になると思われますが、退去強制対象者のうち、国費負担により送還する者は限定的であるため、御指摘の行政費用の増加も限定的なものと思われます。 |
| 2 | 朝日委員 | 入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備 | 5ページ ⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 | No.1と同様の理由により、また明示的に「間接的な影響」ともあることから、実効的な違反調査手続の検証とともに、関連する直接・間接の行政費用のモニタリングを含める必要があるのではないのでしょうか。 | 御意見を踏まえ、施行後の費用面も含めた運用状況を適切に把握してまいります。 |
| 3 | 伊藤委員 | 入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備 | ①事前評価書のP1 規制の名称 ②事前評価書のP1 | 概ねこの内容でよろしいと思います。細かい表記上のことですが、以下指摘させていただきます。 意見: ①規制の名称が、「入国警備官の違反調査…」と読めてしまう(警備官が違反?)ので、「入国警備官による違反調査権限」とした方がよいのでは。(決定事項かもしれませんが) ②「近時の社会の情報化」という表現でよいか。デジタル化も含まれるのではないか。 | ①御指摘を踏まえ、「入国警備官の違反調査権限」を「入国警備官による違反調査の権限」と修正いたしました。 ②御指摘を踏まえ、「近似の社会の情報化・デジタル化」という表現に修正いたしました。 |
| 4 | 井上委員 | 入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備 | 全般 | ○入国警備官の違反調査をより実効的に行うために必要な施策であると考える。 | ○御意見を踏まえて、適切に対応いたします。 |
| 5 | 大沼委員 | 入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備 | 3直接的な効果(便益)の把握 | 規定の整備内容自体については意見、質問はない。ただ、評価方法として、定量化、特に便益の金銭価値化をどのような方法とするのが不明であるので、その方法を教えていただきたい。 | 本施策は、実効的な違反調査を可能とし、適正な退去強制手続を確保することで安心・安全な社会の実現に寄与するものであるため、これによってもたらされる便益は社会秩序の維持の見地から重要であると考えておりますが、他方で、このような性質の便益を金銭価値化することは困難であると考えております。 |
| 6 | 篠塚委員 | 入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備 | 1 規制の目的、内容及び必要性 | 本年8月28日、国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会第88回会期において、東日本入国管理センターで長期収容された外国籍の難民申請中の男性2名(収容期間はそれぞれ通算4年7か月以上と5年1か月以上)の個人通報に対し、2名の収容が恣意的拘禁に該当し、自由権規約9条等に違反するという意見を採択しています。日本の入管収容について作業部会が意見を採択するのは、今回が初めてです。 同意見は、①出入国管理に伴う無期限の収容は自由権規約9条(1)に違反すること、②司法審査を受ける機会が与えられなかったことは自由権規約9条(4)に違反することを指摘して、恣意的拘禁に当たると結論付けています。日本政府は、これまで入管収容に関し、法律にしたがって収容しているもので恣意的拘禁には当たらず、また、在留資格がない者に対し、送還の確保とともに、その在留活動を禁止する趣旨から、原則として収容がなされるべきであると主張してきたものですが、その主張は受けられたこととなります。今回の「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」には、これらの点に対する措置がなされていないようです。国際化への対応として、特に来年3月に京都で開催されるコンGRESSに向け、①②いずれについても、早急な措置が必要ではないのでしょうか。 | 出入国在留管理庁としては、御指摘の作業部会の御意見等の内容については十分な精査をし、また、送還忌避や長期収容の問題に関する様々な御意見にも耳を傾けながら、これからの我が国にふさわしい出入国在留管理制度の実現に向けて、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えています。 |

| No. | 委員 | 規制名 | 該当箇所 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|------|----------------------|------|---|--|
| 7 | 宮園委員 | 入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備 | 2頁 | <p>電磁的記録等に係る証拠押収における適正手続きというか、電磁記録所有者に対する許諾やどの情報を押収するのか等については、どのようになっているのか</p> <p>電磁記録等における「等」についてどんなものを想定しているのか？</p> | <p>差押え又は記録命令付差押えにつきましては、人の私生活、住居等の平穩等に関する権利を侵害して行われるものであることを考慮し、裁判官があらかじめ発し、差し押さえるべき電磁的記録等を明示した許可状が必要とされています。また、入国警備官は、容疑者以外の者が保管する電磁的記録に係る差押え又は記録命令付差押えの許可状を請求するに際して所要の資料を添付しなければならないこととしています。</p> <p>さらに、許可状の執行を受ける者に処分の内容を了知させるため、許可状をその者に提示しなければならないこととされています。</p> <p>また、お尋ねの「電磁的記録等」における「等」は、例えば偽造在留カードが封入されたレターパックといった「郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取扱う者が保管し、又は所持するもの」を想定しています。</p> <p>本施策では、電磁的記録に係る証拠収集手続に係る規定とともに、こうした郵便物等を差押えられるようにするための規定を整備することとしております。</p> |